

会 議 録

会議の名称	石狩市福祉有償運送運営協議会		
開催日時	平成26年5月26日（月） 開会：10時00分 閉会：11時30分		
開催場所	石狩市役所 402会議室		
事務局（担当課）	保健福祉部 福祉総務課		
出席者	委員	9名：沢田茂明、田岡伸義、村山俊之、安保隆之、幸田るり子 藤田修作、樋口康弘（代理：笠井靖紀）佐藤雅治、柏野俊子	
	事務局	4名：保健福祉部 福祉総務課 桑島課長 保健福祉部 福祉総務課 企画総務担当 宮主査 保健福祉部 障がい支援課 伊藤課長 保健福祉部 障がい支援課 石倉主査	
	申請者	6名 特定非営利活動法人 はぐくみ会 担当者：安田竜二 社会福祉法人 はるにれの会 担当：遠藤智宏、石田昭人 特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会 会 長：平野秋夫 担当者：鎌田 徹、稲葉 涼	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	2人
公開不可の場合はその理由			
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 更新登録申請について 特定非営利活動法人 はぐくみ会 (2) 更新登録申請について 社会福祉法人 はるにれの会 (3) 新規登録申請について 特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会 3 その他 4 閉会		
審議経過	別紙のとおり		

確定年月日	会議録署名
平成26年6月11日	会長 沢田 茂明

1. 開 会

【事務局】

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から平成26年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日は、1名の委員が欠席となりましたが、委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元に配布しております資料の確認でございますが、事前配布資料といたしまして、申請団体の概要（3団体分）、当日配布資料といたしまして、資料2更新登録申請書案・特定非営利活動法人はぐくみ会、資料3更新登録申請書案・社会福祉法人はるにれの会、資料4新規登録申請書案・特定非営利活動法人石狩市手をつなぐ育成会以上の資料をお配りしておりますのでご確認願います。

なお、各団体の申請書案につきましては、審議対象団体の事業活動及び個人情報等が掲載されておりますので、審議終了後に回収させていただきますので、よろしく願います。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、進めて参りたいと存じます。

これより議事進行を、沢田会長にお願いいたします。よろしく願います。

【会長】

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は、既登録団体に係る更新登録申請2件と新規申請団体1件となっております。よろしくご審議いただきたく存じます。

ここで、委員の皆様一言お願い申し上げます。本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に審議対象団体の事業活動及び個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましては、くれぐれも秘密厳守の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

1件目といたしまして、更新申請団体であります特定非営利活動法人はぐくみ会より申請内容のご説明を願います。

【法人】

平成26年度以降においても引き続き福祉有償運送を行いたいと考えておりますので、よろしく願います。

法人で所有しております車両につきましては、1台がリフト付きのハイエース、セダンタイプが3台、ミニバンタイプを1台所有しております。

定款におかれましては、別紙のとおりとなっております、今月の27日に総会
を行いまして、変更を行う予定となっております。

現在事項全部証明書については、資料に記載されているとおりです。

運転者名簿についてもこちらに記載しているとおりとなっております、免許証コピー
と運転記録証明書コピーを添付させていただいております。現在のところ選手記録
証明書に違反歴のある者は、1名おりました、信号無視で累積点数は2点となっ
ております。状況を確認したところ、黄色信号で進んでしまっただが、停止する必要が
あったということで注意を受けたと報告を受けました。それ以外記録等は残って
おりません。介護福祉士登録証と移送サービス運転協力者講習の修了証を添付して
おります。

自動車の運行管理体制については、資料に記載されているとおり登録させて
いただいております。

整備管理責任者及び事故対応責任者をそれぞれ専任しております。苦情処理責任
者及び担当者も記載のとおりとなっております。

運送の対価といたしましては、1キロ50円とさせていただいております。

旅客名簿に関しては、添付のとおりとなっております。

簡単ではございますが、概要といたしまして、説明させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料
もございますので、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意
見等をお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【会長】

5分ほど経過しましたので、委員さんから何かございませんでしょうか？

【田岡委員】

特に問題点はないのですが、運行管理体制については、よく整っておりよろしい
かと思いますが、運転日報を添付した方が良かったと思います。

【藤田委員】

私はドライブレコーダーを付けております。自己防衛でもありますし、事故の状
況の確認や再発防止になると考えられますので、今後は必要なものと思ってお
ります。個人では普及されているようですが、業務上でも安全対策のひとつとして考
えられると思います。

【安保委員】

自動車保険契約書の前契約の事故件数が1件となっておりますが、どういうことでしょうか。

【法人】

事業所の駐車場にスロープがあるのですが、バックで駐車する際にぶつけてしまい、保険で修理したことがあります。その1件であります。

【樋口委員】

運転手の記録証明の件で伺います。違反の方が1名おりますが、業務中でしょうか。それとも私用でしょうか。

【法人】

私用でございます。

【樋口委員】

これは運転手の方から申告があったのかでしょうか。

【法人】

自己申告でございます。

【樋口委員】

他の方々も含めてですが、運転手さんの違反状況はどのように把握されていますか。

【法人】

自己申告で口頭で報告するようにしております。

【樋口委員】

運転手の要件にあるとおり、免許を受けておりその効力が停止されていない方というのが前提なのですが、自己申告でも問題ありませんが、中には申告しづらい方もいると思いますので、事業者として運転手の記録の確認など行うような体制を整えていただきたいと思います。中には申告しない方もいるかもしれませんので。違反状況に関して、業務中でも私用でも把握していただければと思います。

【法人】

わかりました。

【会長】

他に何かございませんでしょうか。

【樋口委員】

苦情処理体制ですが、前回から更新を受けて苦情は何件ほどあったでしょうか。

【法人】

多かったのは、日程を組む上での連絡体制の件がありました。こちらでは連絡したつもりでしたが、連絡を受けてないという苦情がありました。交通関係は1件ありまして、ある運転手が車線変更したのですが、近くを運行していた方にとっては、少し強引と受け止められたようで事務所に電話がはいりまして、そのドライバーと自宅を訪問し謝罪を行ったというのがありました。また、利用者の方で流行病に気を配っている方がいるのですが、風邪をひいている利用者またはスタッフがいる場合は教えてくださいとご家族の方から言われていまして、実際風邪の症状があるスタッフが出まして、そのご家族の方に「どうしましょうか？」と話をしてしまったのですが、その方については、どうしましょうか？ではなく、こういう方法もあります、こうしたらどうでしょう。と説明してほしかったという苦情がありました。

【会長】

他に何かございませんでしょうか。

(なし)

無ければ、この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この団体の申請を認めることといたします。

利用者さんの安全の確保について色々な意見がありました。参考にしていただいて、今後も交通安全等に努めていただければと思います。今日はどうもご苦勞様でした。

【法人】

ありがとうございました。

【会長】

続きまして、更新申請団体であります「社会福祉法人はるにれの里」より申請内

容のご説明をお願いいたします。

【法人】

福祉有償については、3回目の更新となります。うちの法人については、石狩市の厚田区から花川そして札幌において知的障がい者の入所施設や通所施設やグループホームを運営しております。私たちはその中で居宅介護の事業所を運営しております。居宅介護は自宅で生活している障がいを持った方やグループホームに入居している方に対して、出かけたり、病院に通院したりと個別で対応するサービスを行っています。

申請の概要ですが、使用車については、法人で所有している車両は14台あります。全車両14台が軽自動車となっております。また、持込車両については2台となっております。

旅客の範囲については、石狩市は83名となっており、身体障がいの方が1名、知的障がいの方が82名となっております。

運転者数ですが、23名で全員が1種免許となっており、STネット北海道で講習を受けております。

運送料金については、1キロあたり60円とさせていただいております。また割引料金があり、親船町以北、厚田区、浜益区に居住の利用者に限り遠距離（15キロ以上）利用の場合は越えた運賃対価の5割を割り引くという料金を設定しております。

前回更新させていただいた時には、事業所は花川1つだけでしたが、昨年厚田区においても居宅の事業所を置きまして、今回は厚田区と花川の2事業所で申請させていただきたいと思っております。厚田区には5名専任のヘルパーを置いております。割引料金対象になっている利用者に関しては、厚田サテライトでの登録となっております。

以上簡単ではありますが、申請団体の概要の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料もごございますので、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、5分ほど経過しましたので、委員さんから何かございますか？

【田岡委員】

運行管理体制については、運行記録簿をきっちり付けることですね。違反歴を見ると、どういう指導を行っているのか疑問に思いますね。中には6点で免許停止になりそうな方もおりますし、スピード違反も目立ちます。一步間違えれば大きな事故になりますので指導をしっかりとお願いします。交通違反については、自己申告ですか？運転記録証明書をとらないと把握できない状況ですか？

【法人】

全てを把握するのはできていない状況です。

【田岡委員】

交通違反の把握については、しっかりやっていただきたいと思います。運行管理体制については問題ないとは思いますが、しっかり書類に残していただきたいと思えます。

【佐藤委員】

うちの会社でしたら、運転手の半数が違反した場合は営業停止になってしまいます。常識では考えられない。いくら自己申告でも。私用であっても業務上であっても報告が必要です。人の命を預かっています。あなた達はもっと重度の障がいのある方を乗せているのですよね。指導していると言っておりますが、本当にしっかりとした指導を行っているのか疑問に思います。しっかりやっていたら、こんなに違反者が多くなるとは思えません。我々タクシー会社としては半数の社員に違反歴があるというのは考えられないです。一步間違えれば大変なことになるのではと心配してしまいます。

【村山委員】

違反者の時間帯を把握しておりますか？運転記録証明書の内容について勤務前か勤務中か把握しておりますか？これだけの違反が勤務中でしたらかなりの問題だと思います。きっちり把握し、しっかり指導すべきだと思います。

【法人】

はい。わかりました。

【柏野委員】

携帯電話の違反歴が気になります。プライベートも含んでの履歴だと思いますが、私も携帯電話をかけながら運転している方を見かけますが大変危険な行為だと思

います。業務中だけではなくプライベートの時ににおいても携帯電話を使用しないよう指導していくことは必要だと思います。

【会長】

ちなみに、公務中の違反は何件でしょうか？

【法人】

業務中の違反については、携帯電話の1件のみです。その他はプライベート時の違反であると聞いております。その方には厳重に注意して、全体会議でも携帯電話を使用しないよう周知しております。

【安保委員】

どうしても携帯電話を使用する機会が多いのであれば、ハンズフリーイヤホンマイクを使用するなど法人で用意することはできないのでしょうか。注意を喚起するだけではなく、必要であると思われるのであれば、そのような物を使用していくことも考えていくべきではないでしょうか。

【藤田委員】

皆さんが驚くような違反歴の実績ができてしまったということで、私も同感であります。携帯電話の使用というのは、癖だと思いますので、徹底的に注意喚起していかなければ、なおらないと思います。プロのタクシー会社の方も驚く現状です。このような状況になる前に手を打つ必要があるのだと思います。ある意味で人の命を預かるプロですから、プロ意識に徹していただくためにも、それなりの自覚を持ってもらいたいと思います。次回から委員の方々からこのような意見が出ないように努めていただければと思います。

【田岡委員】

支局に安全運転マネジメントというものがありますので、利用していくべきではないかと思います。上の者がわかっていないとなると口頭での厳重注意だけで終わっているということになりますので、やはりトップダウンからしっかりやっていただきたいと思います。事故は起きてないようですが、このままではいつか起きると思いますよ。

【樋口委員】

車両の関係で何点か質問させていただきます。花川サテライト事務所11台と厚田サテライト事務所5台という申請内容となっています。その中で、4232とい

う車両の有効期間が平成26年5月28日となっておりますが、有効期限を更新していると判断してよろしいでしょうか。

【法人】

資料の作成日が早かったものですから、新しい情報とはなっておりませんが、間違いなく更新済みとなっております。

【樋口委員】

スズキアルトの3787という車両ですが、この車はどちらに置いておりますか。使用の本拠地の位置というのが札幌市となっておりますが。

【法人】

花川の方に置いております。

【樋口委員】

花川に置いているのであれば、使用の本拠地の位置というのが変わっておりますので、記載事項の変更をお願いしたいと思います。

【法人】

わかりました。

【樋口委員】

そういったものが何点かあります。厚田事務所の方でいうと、2623の車両については厚田事務所で使用するとなれば、使用の本拠地が花川となっておりますので、こちらも変更が必要となります。使用の本拠地というのは使用している事務所となりますので、車検の記載内容変更の手続きをお願いしたいと思います。9777も申請は厚田となっておりますが、花川となっておりますので、こちらも手続きをお願いいたします。

【法人】

わかりました。

【樋口委員】

そのほかに、運行管理体制について1点伺っておきたいのですが、花川事務所で持込車2台あると思います。この車両2台を使う場合は、どのように運行の管理を行う予定でいますか。自宅から事務所に寄らずに行くのか、それとも事務所に寄っ

て運行管理責任者からしかるべき指導や業務内容の指示を受けてから出て行くのか、どのような体制になっておりますか。

【法人】

基本的に、事務所に寄ってから車両を使用することとなります。なるべく使用しないようにしております。どうしても車両が足りない時だけ使用していただくようにしております。事務所から出発し事務所に戻り記録をとるようにしております。

【藤田委員】

支局の方にお尋ねいたしますが、この車検証の記載事項というのは保険にも影響あるのでしょうか。

【樋口委員】

保険には影響ありません。運行管理体制の中で日常の点検とか車両整備とかありますが、これは各事務所で行うこととなっておりますので整備しておくべきだと考えます。

【藤田委員】

保険に影響もないので、変更手続きが抜けてしまっていたのでしょうかね。

【安保委員】

運転記録証明証は上司まで上がってますか。

【法人】

センター長まであがっております。

【安保委員】

次回の再申請の時にはこのようなことが無いように心がけてください。

【会長】

色々な意見が出たと思います。厳しい指摘もありましたが、携帯電話の使用については、仕事の用件で入ってくるものもあると思います。かける側や受け取る側について双方チームの中で考えていくべきだと思います。

利用者の安全を第一に考えていただきたいということと、支局の方からご意見のありました細かな書類の精査も整理していただきたい。ということで、しっかり整理を行い今後運行していただければと思います。よろしくお願いします。

この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この団体の申請を認めることといたします。
今日はどうもご苦労様でした。

【法人】

どうもありがとうございました。

【会長】

続きまして、新規申請団体であります「特定非営利活動法人石狩市手をつなぐ育成会」となっておりますが、こちらの案件につきましては、藤田委員が申請団体からの推薦委員となってございますので、藤田委員におかれましては審議委員としてではなく、申請団体のお立場でのご参加となりますことを申し上げます。

それでは、申請内容のご説明をお願いいたします。

【法人】

NPO法人の代表であります平野秋夫と申します。本日はよろしくお願ひいたします。これ以降の説明については、鎌田の方から説明させていただきます。

鎌田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。まずは、当法人の概要について説明させていただきます。

当法人は、昭和53年に石狩町障がい児を持つ親の会として発足し、町内の特殊学級設置の運動を中心に活動してきました。平成16年にNPO法人を取得し、石狩市手をつなぐ育成会としてスタートしました。平成21年に障がい者自立支援法における主に知的障がい児者を対象とした障がい福祉サービスのケアホームカリプと居宅介護事業所あしるの事業を開始しました。ケアホームカリプでは、どんなに障がいが高くても住み慣れた地域で暮らすことを実践し、ひとつ屋根の下で家庭的な雰囲気のもと共同生活を送っています。又、この度、申請の対象事業所としてのあしるでは、主に在宅の知的障がい児者を対象に通院介助や余暇的な外出支援としての移動支援事業を行っております。カリプと併設して事務所を構えております。知的障がいを伴う自閉症やダウン症、発達障がいの方々など、様々な障がい特性を持つ方々の余暇活動の幅を広げられるように余暇の移動手段として車両による移送を行っております。様々な障がい特性をもっているの方々の中には、周囲の環境から刺激を受けやすく、突然走り出したり、奇声をあげたり、又は行動が緩慢、停止となってしまうったりと不適応な行動を取ってしまう場合があり、公共交通機関の利

用も困難な方が大半を占めています。こうした中で、障がい特性の専門的な知識や適切な支援を行える当法人の職員が運転者として登録し、福祉有償運送を行うことが必要と考え、申請させて頂きたいと思っております。

申請団体の概要に沿って説明させていただきます。

まず、運営の実施主体ですが、特定非営利活動法人石狩市手をつなぐ育成会で事業運営している居宅介護事業所あしるという事業所で実施予定です。場所は石狩市花川南8条3丁目71番地で、ケアホームカリプと併設して事務所を構えています。

続いて、運送の区域としては、石狩市、札幌市としています。札幌市の福祉有償運送についても申請済みで、6月中旬に札幌市の運営協議会が開催予定となっております。石狩市、札幌市、同時進行で実施していきます。

使用車両についてですが、法人所有の車両が4台、いずれもセダン型の軽自動車です。リース車となっております。登録利用者様には特に車いすを利用している方等はありませんので、すべてセダン型で対応可能と考えております。4台の車検証、リース契約書を添付しております。

旅客の範囲ですが、石狩市内の利用者さんが29名、札幌市内の利用者さんが4名の計33名の方に登録頂いております。いずれも知的障がい者の方を対象としております。旅客の名簿を添付しております。

運転者要件ですが、運転者数が6名となっております。運転者名簿兼運転者就任承諾書を添付しております。普通1種が6名の運転者で、過去3年間に免許停止処分を受けた者はありません。免許証写し、運転記録証明書写し、福祉有償運送運転者講習の修了証写しを添付しております。介護福祉士が2名、ヘルパー2級が4名の資格保持者です。資格証写し、乗務者名簿兼乗務者就任承諾書を添付しております。添付しているとおり、運転記録証明には過去に違反歴がございます。この違反歴については、業務以外の時間帯に起こしたものです。本来、業務時間、プライベートの時間に限らず、安全運転の義務は生じていると思っております。こちらの違反歴につきましては、率直に反省するとともに福祉有償運送を実施するにあたって、今後の安全運転に関する内部研修、外部研修に参加させ、職員の安全運転に関する意識を高めていくよう努めていきます。福祉有償運送を実施していくうえで、人の命を預かり運営していくものですから危機感を持ちながら行っていきたいと考えております。福祉有償運送の準備にあたり、職員には運転者講習で学んできたことを事業所に持ち帰り、再度そのテキストや資料を用いて、内部研修を実施することで、職員全体に安全運転の意識を高めていきたいと思っております。またダイコク様にも研修等でご指導いただければ幸いに思っております。

運行管理体制については、運行管理責任者は、カリプ、あしるの統括責任者としております鎌田、整備責任者については、あしるのサービス提供責任者でもありま

す五十嵐、事故対応の責任者は同じく鎌田としています。運行管理体制と就任承諾書をそれぞれ添付しております。

車両5台以下については、安全運転管理者の配置義務はありませんが、規模の大小関わらず、当法人としても、一層、安全な運行管理体制と登録車両の増車等も考えられるので本年度中に安全運転管理者の講習を受講する予定であります。又、朝、夕のミーティングの時間には、都度職員の運転前の体調確認等を行っています。参考資料として乗務記録簿と安全運転の確認表を添付しておりますが、この様式を用いて、日々の職員の安全運転のチェックをしていきたいと考えております。運転者証についても補足資料の様式を用いて掲示したいと思っております。

標章については、登録番号が決まり次第、作成予定です。

旅客の名簿については添付している通りで、33名の方が登録しています。

次に運行管理についてですが、整備管理の責任者はあしるサービス提供責任者の五十嵐です。整備についてもリース車両のメーカーによる法定点検、定期点検のほか、事業所敷地内の駐車場で、運転前の車両点検を行っています。

事故対応については、事故対応の責任者は鎌田です。登録予定車両の4台の保険については、対人、対物無制限の保険に加入しております。保険証券の写しを添付しております。苦情処理体制としては、あしるの障がい福祉サービス事業と一体的に行い、苦情処理の責任者をあしる管理者の水谷、担当者をあしるサービス提供責任者の五十嵐を配置しています。万が一事故や苦情が発生した場合は、補足資料の様式を用いて記録し、改善措置と今後の再発防止に努めるものとしています。

最後に収受する対価についてですが、運行に係る対価の収受として、距離制運賃で申請させていただきます。移送運賃60円/kmを設定しています。迎車料金は設定しておりません。複数乗車の場合は設定金額を人数で割って計算します。運賃の根拠としましては、過去の運行実績をもとに収入を算出し、障がい福祉サービスと一体的に実施することで、法人全体としての車両に関わる経費を抑え、事業全体が安定していくものと判断しております。又、当法人は知的に障がいを持つ親の会の団体です。法人の特性を考えても、障害基礎年金がひと月6万円から8万円と考えると、これ以上の利用者さんへの負担は妥当ではないと考えた上での料金設定をしております。

以上、当法人の概要を説明させていただきました。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

【会長】

5分ほど経過しましたので、委員さんから何かございませんでしょうか？

【樋口委員】

このたび使う事務所が石狩市花川南8条3丁目71番地ということですが、車検証において使用の本拠の位置というのが4台とも樽川となっておりますので、事務所の住所に合わせていただくよう手続きをお願いいたします。

【法人】

了解いたしました。

【会長】

他に何かございますか。

【柏野委員】

運転記録証明書の件ですが、新規団体ではありますが、違反歴があるようですので、くれぐれも、このようなことの無いよう努力していただければと思います。

【法人】

了解いたしました。

【樋口委員】

自動車の運行管理体制についてですが、運行管理の責任者が鎌田さんとなっておりますのですが、安全な運転のための確認等の体制で、実施者が水谷さんになっていますが代行者となっておりますので、ここは鎌田さんということをお願いしたいと思えます。

それと確認を行う場所ですけれども、駐車場となっておりますのですが、事業所と駐車場とは結構距離があるのでしょうか。

【法人】

駐車場は事業所の前となっております。

【樋口委員】

事務所から駐車場まで2キロ以内となっておりますので、それ以内であれば問題ありません。

【安保委員】

安全な運転のための確認表について説明していただけますでしょうか。

【法人】

事務所において、朝と夕にミーティングの時間を設けておりまして、安全運転の確認をおこなっております。

【安保委員】

ここに記入する方は、本人ではなく他の方が記入しているのでしょうか。

【法人】

本人も確認しておりますが、運転者同士の確認も行っております。

【安保委員】

確認者印というのはどなたが押すことになりますか。

【法人】

運行管理責任者か運行管理代行者が押すこととなっております。

【田岡委員】

これだけしっかりやっていたら問題は無いと思います。

【安保委員】

事故の記録は、自己申告でしょうか。

【法人】

事故の報告は当事者が行います。

【安保委員】

どんな些細な事故の報告もきっちりやっていただきたいと思います。

【会長】

他に何かございますか。

(なし)

無ければ、この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この団体の申請を認めることといたします。本日はご苦勞様でした。事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し「合意文書」を交付すると共に、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

続きまして、「4. その他」となっていますが、事務局より何かございますか？

【事務局】

特にございません

【田岡委員】

ちょっとよろしいでしょうか。事務局に対してですが、今日の1件目、2件目についてですが指摘事項を事務局として、ここで話が終わるのではなく、支局からも出た内容もまとめていただき合意の通知書に添付していただくというのは、いかがでしょうか。

【会長】

合意文書の付記として別添資料をつけることは可能なのでしょうか。

【樋口委員】

それは可能です。合意文書と別に各種指摘事項ということで、資料を送付していただければと思います。

【会長】

では、支局とも協議して前向きに進めていただければと思います。よろしく願いいたします。その他に委員さんからこの協議会の進め方についてご意見等あればお聞かせください。

【藤田委員】

何年間かこの委員をやってきて、委員として責任のある発言を述べさせていただいてきましたが、ホームページで反映させていただいていたのを見たことがあります。委員としては、責任ある意見という姿勢変わらず行っていきたいと考えております。今後も継続して委員の意見をまとめてくださればと思います。

【会長】

他にございますか。なければ、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。
皆様、ご協力ありがとうございました。